

旭南地区町内会連合会

令和7年度 定期 総 会

開催日 令和7年4月27日(日)
時 間 15時00分から
場 所 旭南コミセン

～ 総 会 次 第 ～

- 1 開会宣言
- 2 会長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議 事
 - 第1号議案 令和6年度事業報告
 - 第2号議案 令和6年度決算報告並びに会計監査報告
 - 第3号議案 令和7年度事業計画(案)
 - 第4号議案 令和7年度予算(案)
 - 第5号議案 令和7年度会計監査選任(案)
- 5 議長降壇
- 6 その他
- 7 閉会宣言

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告書

(自令和 6 年 4 月 1 日～至令和 7 年 3 月 31 日)

1 令和 7 年新年祝賀会を開催致しました。

2 「まちプラあきた中央」の利活用推進

令和 6 年度、地域包括センター様ほか関係者のご協力により以下の投稿がされました。

2024/7/12 に地域包括センターにて河辺満蔵寺住職黒木さんお話の会の紹介

2024/7/12 に田中ガーデンでの紫陽花カフェ開催の紹介

2024/8/10 に町内竿燈会の紹介

2024/9/10 に川元地域包括センター社協通信の紹介

2024/9/18 に旭南地区敬老会の紹介

2024/10/1 に旭南コミセンまつりの紹介

2024/11/20 に旧松倉家住宅ライトアップの紹介

2024/12/1 に旧松倉家住宅イベントの紹介

2025/1/20 に令和 7 年旭南地区新年祝賀会の様子を紹介

2025/1/20 に旭南小創立 60 周年記念冊子を紹介

パソコンからは まちプラあきた中央 **検索** で見ることができます。

スマートフォンからはこの QR コードが便利です。



3 町内会運営上の困り事相談及び道路・遊歩道など修繕依頼取次受付

問い合わせなく実績ありませんでした。

4 旭北小・旭南小統合事案への対応

パソコン等から旭北小・旭南小学校統合事案の進行状況が確認できます。

秋田市>教育委員会>学校適正配置>学校統合検討委員会【地域協議の第2段階】から

旭北小・旭南小学校統合検討委員会が見られます。

スマートフォンからはこの QR コードが便利です。



5 コミセン・中央地域づくり協議会（センタース）・旭南小学校との連携

① 旭南コミセン運営協力（H21 年度開館から）

② 中央地域づくり協議会運営参画（H28 年度から）

運営参画の様子はパソコンからは 中央地域づくり協議会 [検索](#)
スマートフォンからはこの QR コードが便利です。



③ 旭南小学校学校運営協議会（コミュニティスクール）運営参画（R2 年度から）

運営参画の様子はパソコンからは 秋田市立旭南小学校 [検索](#) 後
学校運営協議会のタブにて見られます。
スマートフォンからはこの QR コードが便利です。



6 役員会

4 回開催

第2号議案 令和6年度決算報告

(自令和6年4月1日～至令和7年3月31日)

総収入 662,357 円

総支出 414,613 円

差引残高 247,744 円 次期繰越

収入内訳

単位 円

科目	令和6年度 予算額	令和6年度 決算額	増減	摘 要
繰越金	307,131	307,131	0	
負担金	83,000	83,000	0	25町内会×2,000円 7町内会×3,000円 3町内会×4,000円 全35町内完納
懇親会費 収入	0	102,000	102,000	令和7年旭南地区新年祝賀会会費 34名×3,000
茨島交流会 地域対策費	0	170,000	170,000	株式会社サテライト東北：けいりん車券売上に対する 配分金(経産省取り決め事項)
雑収入	1	226	225	預金利息
合計	390,132	662,357	272,225	

支出内訳

単位 円

科目	令和6年度 予算額	令和6年度 決算額	増減	摘 要
事業費	0	333,114	333,114	新年祝賀会 収支調整分115,557 料理等123,000(料理@2,500×41紅白饅頭@500×41) 飲物32,708 コピー3,280 横断幕1,200 景品39,369 手伝演奏謝礼18,000 (料理以下経費計217,557)
事務費	12,000	5,145	-6,855	切手はがき
会議費	15,000	19,854	4,854	総会役員会茶菓子コピー
渉外費	30,000	56,500	26,500	敬老会協賛金30,000 まちプラあきた協賛金20,000 市長ふれあいトーク出席6,500
予備費	333,132	0	-333,132	
合計	390,132	414,613	24,481	

会計監査報告書

令和 6 年度旭南地区町内会連合会の会計監査を実施しましたので報告します。

監査日 令和 7 年 4 月 11 日

監査場所 旭南コミセン

監査結果

決算書・金銭出納帳・月別収支表・預金通帳・並びに領収書類について精査したところ、正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和 7 年 4 月 11 日

令和 6 年度旭南地区町内会連合会監事

町内会名 酒田町

令和 6 年度旭南地区町内会連合会監事

町内会名 下鍛冶町

第3号議案 令和7年度事業計画(案)

(自令和7年4月1日～至令和8年3月31日)

1 新年祝賀会の開催

2 「まちプラあきた中央」の利活用推進

3 町内会運営上の困り事相談受付及び町内周辺の道路・遊歩道など修繕依頼取次 (注)

4 旭北小・旭南小統合事業への対応

5 コミセン・中央地域づくり協議会(センタース)・旭南小学校との連携

- ① 旭南コミセンへの運営協力(H21年度開館から)
- ② 中央地域づくり協議会への運営参画(H28年度から)
- ③ 旭南小学校学校運営協議会(コミュニティスクール)への運営参画(R2年度から)

6 役員会

適宜開催

(注) 町内会連合会 佐々木 090-6620-8233 ショートメール又は留守電にて町内会名と会長名をお知らせ下されば折り返し連絡いたします。

第4号議案 令和7年度予算(案)

(自令和7年4月1日～至令和8年3月31日)

総収入	621,000 円
総支出	621,000 円
差引残高	0 円

収入内訳

単位 円

科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	対前年 予算比較	摘 要
繰越金	307,131	247,744	-59,387	
負担金	83,000	83,000	0	25町内会×2,000円 7町内会×3,000円 3町内会×4,000円
懇親会費	0	120,000	120,000	新年祝賀会 40名×3,000
茨島交流会 地域対策費	0	170,000	170,000	株式会社サテライト東北：けいりん車券売上に対する 配分金(経産省取り決め事項)
雑収入	1	256	255	預金利息
合計	390,132	621,000	230,868	

(会則に定める負担金 世帯数 100以上4,000円 51以上100未満3,000円 50以下2,000円)

支出内訳

単位 円

科目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	対前年 予算比較	摘 要
事業費	0	340,000	340,000	新年祝賀会費用
事務費	12,000	7,000	-5,000	切手はがき
会議費	15,000	30,000	15,000	総会役員会茶菓子コピー
渉外費	30,000	100,000	70,000	社協敬老会協賛金 市長懇談会 まちプラあきた中央協賛金 等
予備費	333,132	144,000	-189,132	
合計	390,132	621,000	230,868	

第5号議案 令和7年度会計監査選任(案)

町内会名	上鍛冶町町内会
町内会名	四十間堀町町内会

旭南地区町内会連合会 会則

(名 称)

第1条 この会は、旭南地区町内会連合会（以下「会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第2条 この会は旭南地区各町内会の運営と活動の促進を援助し、旭南地区全体の振興と発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 この会は、旭南地区35町内会の会長及び旭南地区町内会連合会会長が委嘱した者を以って組織する。

(役 員)

第4条 この会に、次の役員を置く。

1 会 長 1名 2 副 会 長 2名 3 幹 事 若干名

(役員の選出)

第5条 役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は総会において選出する。（無記名投票または推薦による）
- 2 幹事は、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。

但し、再任を妨げない、補充により選任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、庶務・会計を処理する。

(監 事)

第8条 この会に、監事を置く。

- 1 定数は2名としこの会の町内会長会員が輪番制で受け持ち総会において選出する。
- 2 監事は会計を監査し総会にて報告する。任期は1年とする。

(顧 問)

第9条 この会に、顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、役員の選出により、会長が委嘱する。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(参 与)

第10条 この会に、参与を置くことができる。

- 1 参与は、地区町内会と関係ある旭南地区各種団体の会長もしくは代表者を会長が委嘱する。
- 2 参与は、必要に応じて会議に出席し、協力要請事項について意見を述べる。

(会 議)

第11条 1 定期総会は会計年度終了後60日以内に1回開催するものとし臨時総会は必要に応じて会長が招集して開催できる。

- 2 役員会は、必要の都度会長が招集し会の運営について協議する。

(経 費)

第12条 この会の運営の経費は、各町内会の負担金と寄付金を以てこれにあてる。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附 記

- 1 この会則は、平成元年6月23日から施行 2 平成8年6月7日改正(第3条:36町内会に改正)
- 3 平成9年6月6日改正(附記:各町内会の負担金の改正) 各町内会の負担金は、世帯数により3区分とする。
世帯数 100以上=4,000円 51以上100未満=3,000円 50以下=2,000円
- 4 平成19年6月7日改正(第3条:35町内会に改正)
- 5 平成28年4月17日改正(第1条:名称変更の改正第2条:記述表現変更の改正第3条:組織体制変更の改正)
- 6 令和4年4月1日改正(監事選任方法変更の改正 副会長定数削減の改正 定期総会開催期限明記の改正)